加

# |平均で一四円の改定目安を答申 -中央最低賃金審議会

低賃金額改定の目安を答申した。 生労働大臣に平成二五年度の地域別最 学経営学部教授)を開き、田村憲久厚 金審議会(会長=仁田道夫・国士舘大 厚生労働省は八月七日、中央最低賃

が労働者に支払う最低限の賃金水準。 賃金は、最低賃金法に基づき、使用者 れば、七六三円になる見通しだ。最低 は七四九円で、目安どおりに改定され のこと。現在の最低賃金(全国平均) 円以上の目安が示されたのは三年ぶり 改定額は全国加重平均で一四円とな 昨年度の目安より七円高い。一〇 厚労省の中央最賃審議会が示す



仁田会長に改定を諮問する田村厚労相(右)(7月2日、厚労省HPより)

審議会が協議して改定額が決まる。 目安をもとに、 各都道府県の地方最賃

### 求める 成長戦略に配意した目安審議を

ことが明記された。 議決定)及び日本再興戦略 決定)に配意した調査審議を求める」 の基本方針(平成二五年六月一四日閣 く状況を踏まえ、経済財政運営と改革 安について、「現下の最低賃金を取り巻 長に手交した諮問文には、今年度の目 会に厚労相が三年ぶりに出席。仁田会 と、七月二日に開かれた中央最賃審議 最賃を巡る今年度の動きを振り返る (同日閣議

員の見解に委ねるかたちの決着となっ 翌日未明まで続いた。最終的に公益委 労使の意見は隔たりが大きく、 えた第四回小委員会(八月六日)でも たって議論を積み重ねた。大詰めを迎 目安小委員会は七月二日から四回にわ これを受けて、実質的な審議をする 審議は

### に悪影響を及ぼす(使用者側) 大幅な引上げは雇用や地域経済

ついて、「今後景気回復へと向かうこと 平行線をたどった労使の主張をみる 使用者側は企業を取り巻く環境に

> との現状認識を示していた。 をめぐる不確実性は引き続き大きい」 米国の経済状況のリスクなど日本経済 び原材料価格の上昇や欧州債務問題、 が期待される一方、 円安による燃料及

採用抑制といった動きにつながる可能 あり、最低賃金の引上げが人員削減や 厚労相が言及した「中小対策の拡充」 も悪影響を及ぼす」と主張。諮問の際 者の存続を脅かし、雇用や地域経済に 幅な引上げは、中小企業・小規模事業 がないままで、大幅な引上げは困難で の経営体質を強化できる支援策の拡充 についても、「中小企業・小規模事業者 規模事業者の経済環境は依然として厳 ウォッチャー調査が示す中小企業・小 所定内給与の減少トレンド、景気 しく、実態にそぐわない最低賃金の大 その上で、「業況判断DI、日銀短観

な対応を取るよう求めた。 の大幅な乖離が生じている地域につい ような状況にあるとして、北海道など ては、解消年数を延長するなどの柔軟 しても再び乖離が生じる「逃げ水」の 生活保護との乖離については、解消

#### 象の解消を C・Dランクの底上げと逆転現

方、 労働側は、「経済財政運営と改

性がある」ことを指摘した。

まっており、最低賃金の引上げによっ 労働者及びワーキングプアの増加と を通じた審議が基本的態度」との認識 配意した調査審議が求められたことと 革の基本方針」と「日本再興戦略」に る」との見解を示した。 る最低賃金制度の役割の重要性が高 る中にあって、セーフティネットであ を示したうえで、「物価上昇や、非正規 えつつ、「公労使三者の真摯な話し合 諮問に際しての大臣からの挨拶を踏ま して暮らせる社会をつくる必要があ て、賃金全体を底上げし、国民が安心 いった格差・貧困問題が深刻化してい

るべき水準を加味した議論を行いた い」とした。 しつつ、また、C・Dランクの本来あ 労働基準法第一条の趣旨を十分に考慮 低所得者層における影響に配慮するこ と、憲法第二五条、最低賃金法第一条、 水準を重視すること、物価上昇、特に 「地域における労働者の生計費・賃金 また、今年度の審議にあたっては、

すよう求めた。 方最低賃金審議会での逆転解消に関す で解消すべきである」と強く主張。地 とした上で、「最低賃金法第九条第三項 る審議について、 の趣旨にかんがみ、乖離額は全額今年 にすべて解消できていないのは遺憾」 生活保護との乖離については、「未だ 強いメッセージを出

引上げを抑制するものではない」こと も訴えた。 下げられるからといって、最低賃金の さらに、「生活保護受給額が今後、 Α

В

С

D

#### クでも二桁の目安に 加重平均で一四円、A~Dラン

目安(七円)より七円高い。 国加重平均で一四円となり、 年度の目安答申をみると、改定額は全 このように労使の主張が大きく隔た 目安額を振り返ってみると、 最終的に公益見解に委ねられた今 昨年度の 第

金額

19円

12円

10円

10円

活保護との整合性を考慮することを求

次 安で決着した。

二次安倍政権である今年は一四円の目 安示さず)、一○年 (一五円)、一一年 降、○九年(リーマン・ショックで目 めた改正最賃法が施行され一五円、以 (六円)、一二年(七円)となり、第

表2			
都道府県	平成 23 年度データ に基づく乖離額 (A)	平成 24 年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	残された乖離額 (C) (= A — B)
北海道	36 円	14円	22 円
青森	9円	7円	2円
<u>宮城</u>	19円	10円	9円
埼玉	18円	12円	6円
千葉	9円	8円	1 円
<u>東京</u>	26 円	13円	13円
<u>神奈川</u>	22 円	13円	9円
京都	11 円	8円	3円
<u>大阪</u>	22 円	14円	8円
兵庫	14円	10円	4円
<u>広島</u>	20 円	9円	11 円

表 1

栃木、<u>埼玉</u>、富山、長野、静岡、三重、滋賀、<u>京都、兵庫、広島</u>

福井、

沖縄

主っ

都道府県

<u>千葉</u>、<u>東京</u>、<u>神奈川</u>、愛知、<u>大阪</u>

群馬、

香川、

秋田、

山口、

熊本、

青森、

新潟、

山形、福島、

大分、宮崎、鹿児島、

福岡

石川、

その一方、「この五年で生活保護との逆 転現象の解消が進んだこと」について 要があることを課題として指摘した。 を踏まえ、今年は一六円を解消する必 額があり一四円引き上げた昨年の経緯 の目安幅が具体的に示された。 内に「できるだけ速やかな解消に向け いこと、さらに、北海道の目安幅が二 ンク、Dランクの底上げが進んでいな る結果」として、最賃水準の低いCラ 合の須田孝総合労働局長は、「不満が残 ととされ、今年度は一一円から二二円 た審議を行う」(目安小委員会報告)こ 一円から一一円とされ、三○円の乖離 残された北海道については、二年以 目安審議の終了後、記者会見した連

## 逆転現象の解消に弾み

ントしている。

島)で解消する見通しが示された(表東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広 ○都府県(青森、宮城、埼玉、千葉、 安どおりの改定になれば、逆転が続く 一都道府県のうち、北海道以外の一 逆転現象」の解消については、目

愛媛、高知、佐賀、

域間格差をさらに広げたこと、一○○ 円以上)実現』を下回ったことや、 遠いこと」などを課題としてあげた。 下を早期になくすとの労使合意には程 をまとめた審議会の尽力には敬意を表 の談話で、「三年ぶりに一〇円台の目安 ○円への接近はもとより、八○○円以 に政権政党が強調した『二%超(一五 したい」とコメントする一方、「選挙前 全労連は五日、小田川義和事務局長

乗せする傾向があることに対し、各地 翌日、「近年の地方最低賃金審議会の審 見解に明記されたことを明らかにした 拘束するものではない」という一文が 安が地方最低賃金審議会の審議決定を と指摘。使用者側委員の主張により「目 から改善を求める声があがっている」 あたかも下限値として、引上げ額に上 議において、中央で示された目安額を 一方、日本商工会議所は目安答申の

新しい最低賃金に改定される見通しだ 調査・解析部

**Business Labor Trend 2013.9** 

審議会での審議がスタートし、

今後は、目安を受けた地方最低賃金

七六三円になる見通しだ。 九円で、目安どおりに改定されれば、 現在の最低賃金(全国平均)は七四 は一定の評価をした。今後に関しては、 「生活保護との逆転現象の解消の見通

定額として示された。翌○八年には生 安倍政権時の二〇〇七年は一四円が改

埼玉、長野、静岡、京都、兵庫、広島 知などのAランクでは一九円の改定、 どCランクは一○円、青森、島根、高 馬、新潟、奈良、岡山、香川、福岡な などのBランクは一二円、北海道、群 目安も示す (表1)。東京、大阪、愛 により設けられたA~Dランクごとの が示された。 知、沖縄などDランクは一○円の目安 目安はさらに、都道府県の経済状況

> 答申されたことは評価できる」とコメ との乖離解消のための上乗せ部分を除 きたい」などと述べた。 ラインに立つことができた。来年から いた額)としては過去最高の一四円が の談話では、「目安本体(生活保護水準 は、賃金のあるべき水準を議論してい しも立ち、ようやく賃上げのスタート なお、七日付けの南雲弘行事務局長